

「ご契約のしおり」(ホ 00040) (平成 20 年 7 月作成) の正誤表

本冊子における記載内容に次のとおり(下線部分)訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は誠にお手数をおかけしますが、「ご契約のしおり」とともに大切に保管をお願いします。

【誤】 P 1 6 【仕組みの概要図】の(注1)及び(注2)

(注1) 上記の「財政措置」は、平成 21 年(2009 年) 3 月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

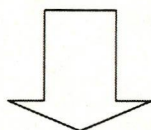
(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



【正】 P 1 6 【仕組みの概要図】の(注1)及び(注2)

(注1) 上記の「財政措置」は、平成 24 年(2012 年) 3 月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて平成 20 年 12 月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>